〈事業保険〉

米国ドル建リタイアメント・インカム【米国ドル建年金支払型特殊養老保険】(無配当)

米国ドルで従業員の保障を確保し、福利厚生の充実が図れる保険です。

特　長

1 死亡退職金、弔慰金等の準備ができます。

年金受取前に死亡された場合は死亡保険金、高度障害状態になった場合は高度障害保険金をお支払いします。特に死亡退職金については支払時期が予測できないことから、生命保険による準備が効果的です。

2 生存退職金の準備ができます。

年金受取開始後15年間または20年間は、生死にかかわらず年金をお支払いします(15年確定年金・20年確定年金)。
なお、年金の受取方法を変更することや、年金に代えて満期保険金として一括で受け取ることもできます。

3 この保険は「米国ドル」でお取扱いします。

保険料は米国ドルでお払込みいただき、死亡保険金および年金等は米国ドルでお支払いします。資産の一部に外貨を取り入れることで、リスクの分散が図れます。

※ 米国ドルでお取扱いするため、金融機関により各種手数料が必要となる場合があります。この手数料はお客さまのご負担となります。

4 「円」でのお取扱いもできます。

当社が用意している円に換算する特約を付加していただきますと、当社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算した金額で、保険料のお払込みや保険金・年金・解約返戻金等のお受取りができます。

5 三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則を付加することで、三大疾病(所定のがん・心疾患・脳血管疾患)により所定の状態になった場合や、疾病により所定の身体障害の状態になった場合に、以後の保険料のお払込みを免除いたします。

P3へ 必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。
P6へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

Prudential

ご契約例

契約年齢・・・・・・・・・・・・35歳　　**年金月額**・・・・・・・・・・・・1,000米国ドル（15年確定年金）

年金開始年齢・・・・・・・・65歳　　**基本死亡保険金額**・・・100,000米国ドル

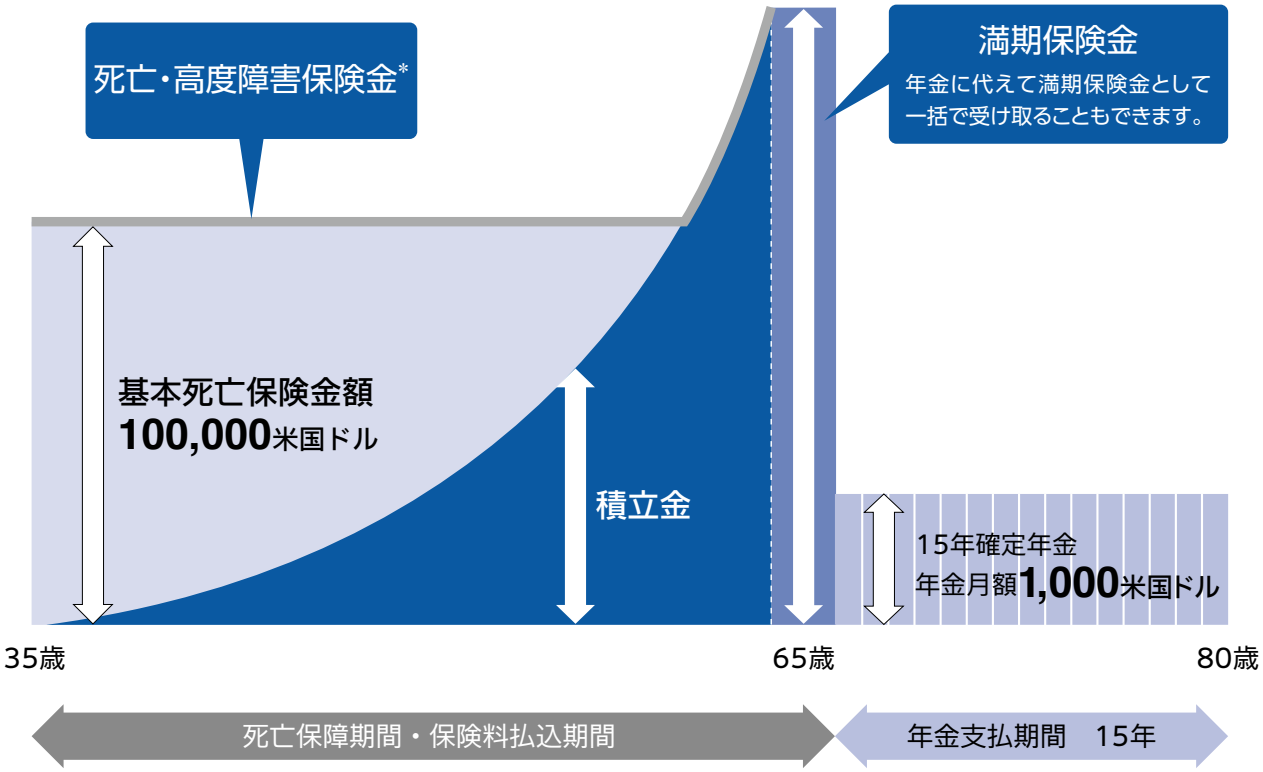

＊死亡・高度障害保険金は、死亡保障期間中における基本死亡保険金額と死亡された時の積立金のいずれか大きい金額とします。また、基本死亡保険金額は、年金月額の100倍になります。

■ お選びいただける年金の受取方法

ご契約時に定めた年金の受取方法を、つぎのとおりに変更することもできます。

確定年金

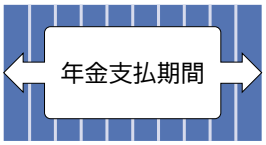

年金支払期間中は生死にかかわらず、年金をお支払いします。

年金支払期間
5・10・15・20年

保証期間付終身年金

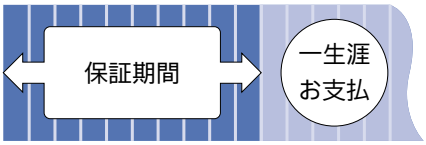

保証期間中は生死にかかわらず、その後は生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
10・15・20年

保証期間付夫婦連生終身年金

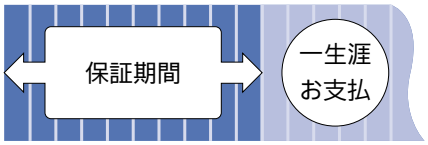

保証期間中は生死にかかわらず、その後は夫婦いずれかが生存する限り、年金をお支払いします。

保証期間
10・15・20年

ご注意

- この保険には**為替リスクがあります**。為替相場の変動によりお受取りになる保険金等が払込保険料総額を下まわることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。
- **この保険にはお客さまにご負担いただく諸費用があります**。

P3へ **この商品のリスク・諸費用について、必ず「外貨建保険に関するご注意」をご確認ください。**

外貨建保険に関するご注意

外貨建の保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

⚠ 為替リスク

外貨建の保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。

外貨建の保険は為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額等が、ご契約時における円換算後の保険金額等を下まわることがあります。さらに、お受取りになる円換算後の保険金額等が、払込保険料総額を下まわることがあり、**損失が生じるおそれもあります**。また、ご契約時の円換算試算額と異なる場合があります。外貨建の保険に関する**為替リスクは、保険契約者または受取人に帰属します**。

⚠ ご契約にかかる諸費用

保険関係費用
＋
外貨のお取扱いによる費用
＋
年金で受け取る場合の費用
＋
解約控除

▼

ご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は
「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」
を合算した額となります。
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が責任準備金等として将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別・保険金額等によって異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

外貨のお取扱いによる費用

外貨での金銭授受の際、ご利用の金融機関により各種手数料*1が必要な場合があり、この手数料は保険契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加した場合、金銭の授受は円で行います。円への換算は当社適用レート*2を用い、当社適用レートには為替手数料(0.25円/1米国ドル(2025年7月現在))が含まれています。

*1 金融機関によって手数料種類・手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。
*2 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2025年7月現在)。

年金で受け取る場合の費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年7月現在)を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2025年7月現在)を年金受取日の年金原資*より控除します。

* 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます:介護前払特約

解約控除

契約日(更新後契約については更新日)から10年未満*かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、取扱日の責任準備金・積立金から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

* 次の保険種類については「5年未満」と読み替えます:米国ドル建平準定期保険、新買増権保証特約

三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則について

この特則を付加した場合には、主契約の約款で定められた保険料の払込免除事由に該当したときのほか、三大疾病（所定のがん*・心疾患・脳血管疾患）により所定の状態になった場合や疾病により所定の身体障害の状態になった場合にも、以後の保険料のお払込みを免除します。

対象となる状態	保険料の払込免除事由
がんによる 所定の状態	がんの責任開始期前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がんの責任開始期以後、保険料払込期間中に初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき
心疾患による 所定の状態	被保険者が、がん以外の責任開始期以後、保険料払込期間中につぎのいずれかに該当したとき ① つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする入院 イ. 入院日数が1日以上の入院 ② つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を直接の目的とする入院 イ. 入院日数が10日以上の継続した入院 ③ つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した心疾患の治療を直接の目的とする手術 イ. 病院または診療所において受けた手術 ウ. 公的医療保険制度において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術
脳血管疾患による 所定の状態	被保険者が、がん以外の責任開始期以後、保険料払込期間中につぎのいずれかに該当したとき ① つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的とする入院 イ. 入院日数が1日以上の入院 ② つぎのいずれにも該当する入院をしたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した脳卒中以外の脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院 イ. 入院日数が10日以上の継続した入院 ③ つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ア. がん以外の責任開始期以後に発病した脳血管疾患の治療を直接の目的とする手術 イ. 病院または診療所において受けた手術 ウ. 公的医療保険制度において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術
疾病による 所定の身体障害の状態	被保険者が、がん以外の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき

＊ 上皮内がん（食道内上皮内がん、子宮頸がん0期など）、非浸潤がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん等は、所定のがんには該当しませんので、保険料の払込免除事由には該当しません。なお、上皮内がんとは、腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期のものをいいます。

※ 保険料の払込免除事由について、詳しくは**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

■ 特則の責任開始期について

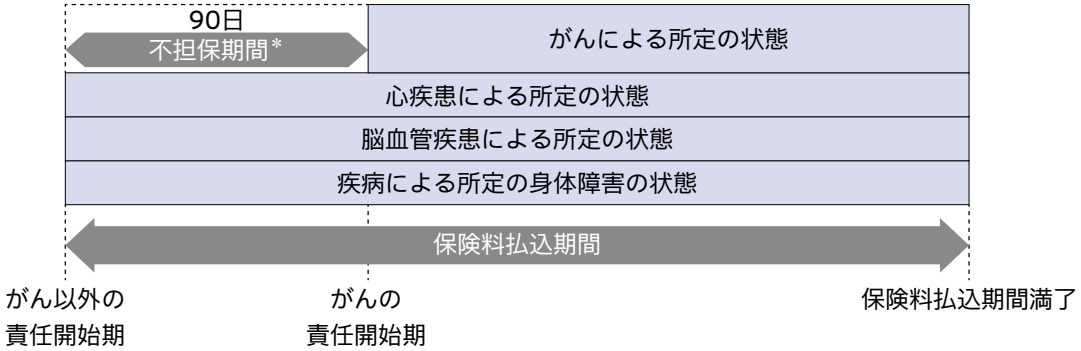

＊ がんにより保険料のお払込みを免除する場合については、がん以外の責任開始期からその日を含めて90日間の不担保期間があります。がんの責任開始期の前日以前に所定のがんと診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類を当社に提出のうえ、お申出があったときは、この特則は無効とし、すでにお払込みいただいたこの特則にかかる保険料相当額を保険契約者に払戻すことがあります（告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合には、上記のお取扱いは行わず、保険料は払戻しません）。

円換算払込特約、円換算支払特約および円換算貸付特約の「換算基準日」「換算レート」について

特約を付加することで保険料のお払込み、保険金等のお支払い等の際、米国ドルを円に換算してお取扱いすることができます。

		内　容		換算基準日	換算レート（当社適用レート）
円換算払込特約*1	保険契約者が当社に払込む金額（なお、保険料には特約保険料および特別保険料も含みます）	● 第1回保険料（相当額）のお払込み ● 保険契約を復活する場合の延滞保険料および責任準備金の差額のお払込み ● 原保険契約へ復旧する場合の当社所定の金額のお払込み ● 契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合		払込む日の前日	当社所定の換算レート*2
		● 第2回目以降の保険料（次回以降の保険料）のお払込み ● 保険契約の失効を取消する場合の延滞保険料のお払込み		払込む日の属する月の前月末日	
		● 前納保険料		払込む日当日	
円換算支払特約	当社が保険契約者等に支払う金額	主契約	● 死亡保険金・高度障害保険金・死亡一時金のお支払い ● 解約および減額による解約返戻金のお支払い ● 年金の一括支払い ● 据置かれた年金のお支払い ● 年金開始日の繰下げによるお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	当社所定の換算レート*3
			● 年金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日	
			● 満期保険金のお支払い	年金開始日の前日	
		保険金等の支払方法の選択に関する特約	● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い ● 据置支払の支払金額のお支払い（据置期間満了前）	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
			● 据置支払の支払金額のお支払い（据置期間満了後）	据置期間の満了の日の前日	
			● 年金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日	
		割増年金支払特約	● 年金支払の死亡一時金または未払金の現価のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
			● 年金のお支払い	当社が年金を支払う日の前日	
		リビング・ニーズ特約	● 特約の保険金のお支払い	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	
		特別条件付保険特約	● 特約が消滅する場合の解約返戻金の差額のお支払い	特約が消滅する日の前日	
円換算貸付特約	当社が保険契約者に支払う金額	● 契約者貸付を受ける場合の貸付金のお支払い		請求に必要な書類が当社の本社または当社の指定した場所に到着した日の前日	当社所定の換算レート*3
	保険契約者が当社に返済する金額	● 保険料の自動振替貸付の元利金を返済する場合 ● 契約者貸付の元利金を返済する場合		返済する日の前日	当社所定の換算レート*2

＊1 円換算払込特約を一度解約した場合には、この特約を解約した日からその日を含めて6か月が経過するまでは、この特約を再度付加することはできません。

＊2 対顧客電信売相場（TTS）を上まわることはありません。

＊3 対顧客電信買相場（TTB）を下まわることはありません。

外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合のお取扱いについて

保険契約成立後に、当社は外国通貨建保険の特別取扱に関する特約*に基づき、外貨にて解約返戻金、責任準備金および満期保険金等のお支払い、ならびに保険料の払戻しができない場合に限り、外貨を円に換算して取扱うことがあります。

＊ この特約は、外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。詳しくは**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

税務上のお取扱いについて

- 個人にお支払いする年金は、源泉徴収の対象となる場合がありますので、実際にお受取りになる年金額はご契約時の年金額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、2025年7月現在の税制に基づいています。税務取扱に関しては、保険種類および契約形態等にしたがって各税務通達等で定められておりますが、その諾否については事例ごとに判断される場合が一般的です。また、将来その処理方法が変更される場合があります。個別の税務上のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約に関する注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 保証期間付終身年金については、この保険の被保険者が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。
- 保証期間付夫婦連生終身年金については、この保険の被保険者およびその配偶者がともに年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が払込保険料総額または満期保険金額を下まわることがあります。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 年金開始日以後、解約のお取扱いはできません。
- 法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とした保険商品です。
- 法人保険のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

■三大疾病・疾病障害による保険料払込免除特則について

- 心疾患・脳血管疾患における保険料払込免除の対象となるのは、治療を目的とした入院・手術に限ります。1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始した日をその手術を受けた日とみなします。
- この特則は、同一の保険契約において疾病障害による保険料払込免除特約との重複加入はできません。
- この特則の中途付加はできません。
- この特則のみの解約はできません。
- この特則には解約返戻金はありません。

ご契約の際には、**「契約概要」**、**「注意喚起情報」**および**「ご契約のしおり・約款」**をご確認ください。

- **「契約概要」**は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- **「注意喚起情報」**は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- **「ご契約のしおり・約款」**は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
  「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ（https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/）上でいつでもご覧いただけます。
- 商品の詳細については、お客さまの知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らしてご説明させていただきます。

保険種類をお選びいただく際には、**「保険種類のご案内」**をご覧ください。

この保険は、**「保険種類のご案内」**に記載されている**外貨建養老保険（米国ドル建年金支払型特殊養老保険）**です。**「保険種類のご案内」**は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず**「『告知書』記入上のご注意」**をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の**「個人情報保護方針」**に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（https://www.prudential.co.jp/）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2025年7月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社　〒100-0014　東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ　https://www.prudential.co.jp/

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター　0120-810740（パートナーフォーユー）（通話料無料）
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください

2025年7月28日登録　Pru-2025-03-0007